

飯南町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年10月27日(金)
招集場所	飯南町役場本庁舎2階大会議室
出席委員	13名(1・2・3・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14番)
欠席委員	1名(4)
議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 報告事項 第3 議第1号 農地法第4条に基づく許可申請について 第4 議第2号 農地法第5条に基づく許可申請について
出席した者の職氏名	事務局長 澤田 和彦 書記 田邊 郁也
付託事件	開会 9時30分
事務局	ただ今から令和5年度第7回飯南町農業委員会総会を開催致します。 (議長からあいさつがなされたのち、出席委員13名との報告があり、飯南町農業委員会規則第7条の規定により会議が成立する旨の報告が行われた。続いて議事録署名者に8番委員、9番委員が指名された。)
議長	それでは、事務局より報告事項について説明をお願いします。
事務局	(農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農業経営改善計画の認定について、資料に基づき説明。)
議長	ありがとうございました。 続いて、議案審議に入ります。
議長	議第1号 農地法第4条に基づく許可申請について
事務局	議第1号 農地法第4条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議第1号 農地法第4条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。
	受付番号 234-3号 申請年月日 令和5年10月2日 申請者の住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 申請土地 所在 [REDACTED] 登記簿地目 畑 現況地目 雜種地

面積	9. 64 m ²
農地区分	その他地域
転用目的	墓地
転用の詳細	家から裏山中腹にある、先祖の個人墓をまとめ納骨堂を建立したい。
工事計画期間	許可の日から永久
防除施設設計画	上土を剥ぎ取り整地転圧して、裏山にある個人墓をまとめ納骨堂を建立したい。
	近隣の土地も申請人所有地であり、近隣土地所有者等に悪影響を及ぼす恐れはない。
工事費	
建築費一式	1, 300, 000円
計	1, 300, 000円
資金調達計画	
自己資金	1, 300, 000円
	11ページに位置図をつけていますのでご覧ください。
議長	ありがとうございました。 このことについて、地元委員の現地確認報告を求めます。
[REDACTED] 推進委員	■月■日に農業委員の■さんと共に現地を確認しました。江戸時代からのお墓のようとして今までよく管理されたものだと思い、見させていただきました。内容としましては事務局の説明のとおり自宅裏山にある墓を移設したいとのことでした。 許可基準からみた意見につきましては、 他の権利を有する者の同意状況 あり 遅滞なく事業を実施する確実性 確実 計画面積の妥当性 適当 周辺農地への支障状況 なし 許可を認める場合に付すべき条件 なし 以上でございます。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受けます。何かございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員ですので議第1号は原案どおり可決いたしました
議長	議第2号 農地法第5条に基づく許可申請について
	議第2号 農地法第5条に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>議第2号 農地法第5条に基づく許可申請について、本日1件の申請が出ています。</p> <p>受付番号 235-2号 申請年月日 令和5年10月5日 譲受人住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 譲渡人住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] 職業 [REDACTED] 申請土地 田 登記地目 雜種地 現況地目 面積 277m² 農地区分 その他の区域 転用目的 駐車場 転用の詳細 寺院での法要・各種行事及び葬儀の際の参列者の駐車により、町道の通行に支障を来すため駐車場を建設する。 許可日から永久 施設の利用期限 防除施設計画 農地に隣接する箇所については境界ブロックを設置し、雨水等は既存水路に排水するため、周辺への影響はない。 許可日から永久 転用期間 工事費 建設費 2,313,200円 計 2,313,200円 資金調達計画 自己資金 2,313,200円 14ページに位置図をつけておりますのでご覧下さい。</p>	<p>議長 質疑がないようですので採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>議長 举手全員ですので議第2号は原案どおり可決いたしました。</p> <p>事務局 以上を持ちまして、議案審議を終了します。 続きまして情報提供があればお願ひいたします。</p> <p>■委員 (7番挙手) 情報提供の前によろしいですか。 私も前職から立場が変わりまして農業委員をさせていただいているわけですが、農業振興をしっかりとやっていかないといけないという気持ちに変わりはありません。前職からも非常に気になっていたのが、本日の報告事項にもありました農業経営改善計画の認定についてです。計画の内容についてどうこう言うつもりはございませんが、審査会には農業委員会を代表して会長が出られていますので、我々農業委員にも計画の達成に向けての責任があると思います。 事務局は報告事項ということで淡々と説明されたわけですが、審査会では恐らく色々な議論があったものだと思います。特に今、畜産の経営が厳しい中、この計画に書いてあることだけで本当にこの目標を成し遂げができるのか、或いは子牛の単価が下がっており、自分の力ではどうしようもできないのか。どのような議論があったかについて是非、説明をしていただきたいと思います。 農業委員会としても認定をした責任上、この計画を達成できるよう非常に厳しい環境の中で農業委員自ら或いは町や県を通しての支援等を協議していく必要があると思います。 今回認定するにあたり、何か議論がありましたか？ 事務局から説明をお願いします。 ■月■日に関係機関を招集し、農業経営改善計画の認定審査会を開催しました。審査会では計画を達成するためには、自給飼料の割合を増やして購入肥料の割合を抑えて経費を削減していくしかないといった意見や、■さんも年齢を重ねていかれるので、将来的には■に畜産経営を継承させていく必要があるなどの意見がでております。■さんに限らず、計画の作成段階から島根県の雲南農業部や飯南営農経済センターに入っていただき、専門的な意見をいただきながら達成可能な範囲で計画を作成しております。 今の説明は不適切だと思います。 これはお願いになりますが、この計画をつくるために協議をしてきたということで審査会の場ではあまり意見が出なかった。それはそれで良いですわ。申請者にはどういった課題や問題があつてこの計画を作り上げた、ということを審査会の場で言わないといけないじゃないですか。それがなかつたのはどうかと思います。</p>										
議長	ありがとうございました。 のことについて、地元委員の現地確認報告を求める。											
■委員	<p>先般、推進委員の■さんと現地を確認し、■さんからもお話しを伺いました。内容としましては事務局から説明のあったとおりです。</p> <p>許可基準からみた意見につきましては、</p> <table> <tr> <td>他の権利を有する者の同意状況</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>遅滞なく事業を実施する確実性</td> <td>確実</td> </tr> <tr> <td>計画面積の妥当性</td> <td>適當</td> </tr> <tr> <td>周辺農地への支障状況</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>許可を認める場合に付すべき条件</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>以上でございます。よろしくお願ひします。</p>	他の権利を有する者の同意状況	あり	遅滞なく事業を実施する確実性	確実	計画面積の妥当性	適當	周辺農地への支障状況	なし	許可を認める場合に付すべき条件	なし	
他の権利を有する者の同意状況	あり											
遅滞なく事業を実施する確実性	確実											
計画面積の妥当性	適當											
周辺農地への支障状況	なし											
許可を認める場合に付すべき条件	なし											
議長	ありがとうございました。 これより質疑を受けます。何かございませんか。 (質疑なし)											

	これからはこの計画を作り上げる過程の話というのは是非、報告を求めた上で審査会をやっていただきたいと思います。
議長	何分私どもを畜産に関しては素人ですので、農業部さんが言われることに関しては信用するしかないということもあります。
委員	それについては承知していますし、内容についてどうこう言うつもりはありません。申請者にどういった課題があり、その課題をどう解決していくかという説明が審査会の場であるべきだと思います。逆に言えば我々もそこを聞かせていただきたいと思います。繰り返しになりますが、農業委員会として計画を認定しているわけですので、会長が勝手にやったということにはならないわけです。
事務局	色々と言いましたが、それだけ農業振興が厳しいですので、農業委員会としてもしっかりと支援していかないといけないと思います。また、必要があれば色々な政策を県なり町なりに提言していかないといけないと思います。
	事務局へのお願いになりますが、次回から審査会の場での課題や対策といった議論について簡潔で良いので、聞かせていただけませんか。事務局が淡々と読むだけならリモートでも良いわけですから。
委員	わかりました。
委員	(6番委員挙手) 7番委員は今のように言われましたが、これは報告事項ですの農業委員会は審査できません。町長が認めたから報告事項として報告されているわけです。
議長	農業委員会に意見を求められているわけで、審査会に出席したメンバーで認定しているということですね。会長が出席されてこのように認定しましたよということを我々委員に報告されているということですね。
委員	そういうことです。
議長	以前からこの状況で、今、7番委員が言わされたようなことを求めたことは今までないんですよ。
事務局	今まで農業委員会の総会の場で改善計画の審査のような形で意見を聞いていましたが、昨年度から審査会を開催して農業部などの専門職と一緒に意見を聞くような形になりました。
議長	新規の認定案件につきましては、これまで認定審査検討会という形で審査会を開催しておりましたが、再認定案件につきましては、書面による持ち回り式で意見聴取を行っていました。 しかしながら、雲南農業部より対面式の認定審査会を開催した方が良いのではないかという指摘がありまして、令和4年度から関係機関を招集して審査会を開催している状況です。
	以前は農業委員会の総会には JA や雲南農業部の承認を得たも

委員	のが提出されていましたが議案として挙げられていてそれを判断するという形でした。
議長	それは持ち回りですからそうなります。
委員	それではいけないということで一同に集まって審査会を開催し、農業委員会の総会には報告事項として挙げられるという形になりました。
議長	事情は分かりました。
事務局	次回からは審査内容についての報告もさせていただきます。大変貴重なご意見をいただきありがとうございました。 それでは情報提供があればお願ひいたします。
議長	(情報提供なし) それでは、その他何かございませんか。
事務局	来月の農業委員会ですが、11月24日(金)に役場本庁舎2階会議室で行います。
議長	ありがとうございました。 その他、何かございますか。
議長	(一同なし) ないようすで以上をもちまして総会を終了します。
	終了時間 10時15分
	会長
	8番委員
	9番委員